

参議院農林水産委員会會議録第七号

平成八年四月二十三日(火曜日) 午後零時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 貞敏君
理事 青木 幹雄君
服部三男雄君
風間 昶君
常田 享詳君
谷本 魏君

委員

井上 吉夫君
岩永 浩美君
浦田 勝君
佐藤 静雄君
松村 龍二君
阿曾田 清君
北澤 俊美君
高橋 令則君
都築 謙君
菅野 久光君
村沢 牧君
須藤美也子君
国井 正幸君
島袋 宗康君
農林水産大臣 大原 一三君
政府委員 農林水産大臣官 房長 高木 勇樹君
林野庁長官 入澤 肇君
事務局側 常任委員会専門員 秋本 達徳君

本日の會議に付した案件

○林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木貞敏君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案、以上三案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。大原農林水産大臣。

○國務大臣(大原一三君) 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、林業労働力の確保の促進に関する法律案及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。
まず、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たしております。
一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、伐出経費等の経営コストの増大等により一段と厳しいものとなっております。林業生

産活動の停滞、森林整備水準の低下等が懸念されていることから、林業の健全な発展を図っていくため、地域の林業を担うべき者を育成することが急務となっております。

このような状況を踏まえて、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、林業改善資金助成法の改正であります。
林業経営の改善を促進するため、林業改善資金の新たな貸付金の種類として、新林業部門導入資金を創設することとしております。
新林業部門導入資金は、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金とすることとしております。

第二に、林業等振興資金融通暫定措置法の改正であります。
同法の題名を林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改め、都道府県の基本構想において育成すべき林業経営の目標等を明確にするとともに、林業を営む者がこの基本構想に即して作成する林業経営改善計画を都道府県知事が認定することとしております。

この林業経営改善計画の認定を受けた者を、地域の林業を担うべき者として法的に位置づけるとともに、当該林業者に対する支援措置について、林業経営基盤の強化を促進する観点から拡充することとし、農林漁業金融公庫資金のうち森林の取得に必要な資金及び林業改善資金のうち新林業部

門導入資金について、それぞれ償還期限の延長等を行うとともに、認定を受けた林業経営改善計画に従って林業経営の規模を拡大した場合に、課税の特例措置を講ずることとしております。

続きまして、林業労働力の確保の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給を初めとして、森林の有する国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など国民経済の発展と国民生活の向上に大きな役割を果たしております。

一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、山村地域の過疎化、高齢化の進行等により一段と厳しいものとなっております。林業労働者が減少するとともに、森林組合、素材生産業者等の森林施業を担う事業主の経営が脆弱化していることから、林業の健全な発展を図っていくため、林業労働力の確保が急務となっております。

このような状況を踏まえて、林業労働力の確保の促進を図るため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本方針等の策定であります。農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向等を明らかにする基本方針を策定することとし、都道府県知事は、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する方針等を明らかにする基本計画を策定することができることとしております。

り組む事業主の計画に対する認定制度でありま
す。事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化
を一体的に図るために必要な措置についての計画
を作成し、都道府県知事の認定を受けることがで
きることをし、このような認定事業主に対し、林
業改善資金の貸し付けの特例、課税の特例等の支
援措置を講ずることとしております。

第三に、林業労働力確保センターの指定で
あります。都道府県知事は、認定事業主の委託に
基づく林業労働者の募集、新たに林業に就業しよ
うとする者等に対する林業就業促進資金の貸し付
け等林業労働力の確保のための支援業務を適正か
つ確実に行うことができると認められる公益法人
を、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保
支援センターとして指定することができることに
してあります。

第四に、雇用管理者の選任等でありま
す。事業所ごとに雇用に関する事項を管理する
雇用管理者を選任するように努めるとともに、雇
い入れ時に、林業労働者に対し雇用に関する文書
を交付するように努めることとしてあります。

最後に、木材の安定供給の確保に関する特別措
置法案につきまして御説明申し上げます。
我が国木材産産業をめぐる情勢は、製品輸入の増
大、木材価格の低迷等により一段と厳しいものと
なっており、大規模化によるコストの低減を図る
ことが急務となっております。

しかしながら、一般に森林所有者等からの木材
の供給は小規模かつ分散的であり、木材製造業の
事業規模の拡大を図るには、木材製造業者等に対
する木材の安定供給を確保する必要があります。
また、地域によっては、戦後植林された人工林が
充実期を迎えつつあり、その森林資源を木材とし
て適切に供給することができるようにしていくこ
とが重要であります。

このような状況を踏まえて、森林所有者等から
木材製造業者等への木材の安定供給を確保し、
もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資
するため、森林資源の状況から見て林業的利用の

合理化を図ることが相当と認められる森林の存す
る地域について、木材の生産の安定及び流通の円
滑化を図るための特別の措置を講ずることとし、
この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、都道府県知事による指定地域の指定で
あります。都道府県知事は、その地域における森
林の林齢その他の森林資源の状況から見て林業的
利用の合理化を図るべき相当規模の森林があるこ
と等の要件に該当する地域を、指定地域として指
定することができることとしてあります。

第二に、木材製造業者等と森林所有者等とが共
同して作成する事業計画に対する認定制度であり
ます。指定地域内に事業所を有する木材製造業者
等と当該指定地域内の森林の森林所有者等は、共
同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業
に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受
けることができることとしてあります。

第三に、認定を受けた事業計画に従って行う措
置についての関係法律の特例措置であります。事
業計画の認定を受けた者が事業計画に従って行う
立木の伐採、林地の開発行為及び保安林における
伐採についての森林法の適用の特例措置等並びに
森林組合等の事業の員外利用についての森林組合
法の特例措置を講ずることとしてあります。

第四に、国有林野事業における配慮でありま
す。国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進の
ため、国有林野事業における木材の供給について
適切な配慮をすることとしてあります。

第五に、木材安定供給確保支援法人の指定であ
ります。農林水産大臣は、認定された事業計画に
基づく木材の買い受けに係る債務の保証、木材の
生産または流通に関する情報の提供等木材の安定
供給の確保のための支援業務を適正かつ確実に行
うことができることと認められる公益法人を、全国に
一を限り、木材安定供給確保支援法人として指定
することができることとしてあります。
以上が、これら三法案の提案の理由及び主要な

内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御
審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い
申し上げます。

○委員長(鈴木貞敬君) 以上で三案の趣旨説明の
聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十四分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融
通暫定措置法の一部を改正する法律案
- 一、林業労働力の確保の促進に関する法律案
- 一、木材の安定供給の確保に関する特別措置法
案
- 一、生物系特定産業技術研究推進機構法の一部
を改正する法律案

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融
通暫定措置法の一部を改正する法律案

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融
通暫定措置法の一部を改正する法律
案

(林業改善資金助成法の一部改正)

第一条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律
第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「方式」の下に「を」を導き、新たな林
業部門の経営を開始し、を、「林業生産高度化
資金」の下に、「新林業部門導入資金」を加え
る。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三
項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「新林業部門導入資金」と
は、林業経営の改善を促進するために普及を
図る必要があると認められる森林施業の方法
及び木材以外の林産物の生産の方式を導入
し、新たな林業部門の経営を開始するのに必
要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条第一項、第四条及び第五条第一項中
「林業生産高度化資金」の下に、「新林業部門導
入資金」を加える。

第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三
項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請
者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて
森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産
の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開
始することによりその経営を改善する見込み
がある場合に限り、行うものとする。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正)

第二条 林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五
十四年法律第五十一号)の一部を次のように改
正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資
金の融通に関する暫定措置法

第一条中「林業経営の改善」を「育成すべき林
業経営の経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「林業経営の改善」を「林業経
営基盤の強化」に改め、同条の次に次の一条を
加える。

(基本構想)

第二条の二 都道府県知事は、基本方針に即
し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及
び流通の合理化に関する事項についての基本
構想(以下「基本構想」という。)を定めること
ができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

一 林業経営基盤の強化に関する目標

二 林業経営の規模、生産方式等に関する林
業経営の類型ごとの指標

三 木材の生産及び流通の合理化に関する目
標

3 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこ
れを変更しようとするときは、農林水産大臣
に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条第一項中「林業を」を「前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を」に改め、「当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「林業経営を改善するために」を「前号の目標を達成するために」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に関する目標

第三条第三項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「基本構想に照らし適切な」に改め、同項第三号中「若しくは第二項又は第六条第一項第一号を」、第二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九條第一項に改める。

第四条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「第二条の二第四項の規定により基本構想を公表した場合には」を加え、同条第四項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「基本構想に照らし適切な」に改める。

第五条第一項及び第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「林業等振興資金金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置（森林（森林とする土地を含む。）の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定め

る要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（償還期間を含む。）及び据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び二十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

第六条第一項第一号中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

第七条第七項の表第四号第六項の項中「林業等振興資金金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

第九条中「第四条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた木材生産業者を営む者」を「第三条第一項の認定を受けた者であつて当該認定に係る林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大したものに改め、同条を第十條とし、第八條の次に次の一条を加える。

（林業改善資金助成法の特例）

第九条 林業改善資金助成法第二条第二項の新林業部門導入資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一借主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（林業等振興資金金融通暫定措置法の一部改正に

伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の林業等振興資金金融通暫定措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例により認定を行うことができる。

第三条 この法律の施行前に旧法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者（前条の規定により従前の例によることとされる認定を受けた者を含む。）は、第二条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者とみなす。

（農林漁業信用基金法の一部改正）

第四条 農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「林業等振興資金金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同条第二項中「林業等振興資金金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

（地方自治法等の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「林業等振興資金金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第三第一号（八十三の二）
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三條の十四第六項
- 三 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三十五号）附則第二十八項及び第三十項
- 四 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）第七十八條の四第三項第三号

五 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）附則第五条の五
（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第六条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。
附則第四条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

林業労働力の確保の促進に関する法律案
林業労働力の確保の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針及び基本計画（第三条・第四条）
- 第三章 事業主の改善措置（第五条―第十条）
- 第四章 林業労働力確保支援センター（第十一条―第二十九條）
- 第五章 雇用管理者等（第三十條・第三十一條）
- 第六章 罰則（第三十二條―第三十五條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もつて林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者

を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)の組織する団体
- 二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
- 三 前号に掲げる者の組織する団体
- 四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画
(基本方針)

第三条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
- 三 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
- 四 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

- 3 農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 二 林業労働力の確保の促進に関する方針
- 三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- 四 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項
- 五 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主の改善措置
(計画の認定)

第五条 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善措置の目標

(基本計画)

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 四 その他他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について(林業改善資金助成法の特例)

第七条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律

第四十二条)第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一認定事業主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。(課税の特例)

第八条 他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業を営む者(森林組合を含む。)又はその組織する団体(森林組合連合会を含む。)は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章 林業労働力確保支援センター
(指定等)

第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規

定された事項を記載し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 四 その他他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について(林業改善資金助成法の特例)

第七条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律

第四十二条)第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一認定事業主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。(課税の特例)

第八条 他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業を営む者(森林組合を含む。)又はその組織する団体(森林組合連合会を含む。)は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章 林業労働力確保支援センター
(指定等)

第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規

定された事項を記載し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善措置の目標

定された事項を記載し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 改善措置の目標

定する業務を適正かつ確実に行うことができる
と認められるものを、その申請により、都道府
県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援セン
ター(以下「センター」という。)として指定する
ことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし
たときは、当該センターの名称、住所及び事務
所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所
在地を変更しようとするときは、あらかじめ、
その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
い。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出が
あったときは、当該届出に係る事項を公示しな
ければならない。
(業務)

第十二条 センターは、当該都道府県の区域内に
おいて、次に掲げる業務を行うものとする。
一 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の
募集を行うこと。

二 新たに林業に就業しようとする者に対し、
その就業に必要な林業の技術又は経営方法を
実地に習得するための研修その他の就業の準備
に必要な資金であつて政令で定めるものの
貸付けを行うこと。

三 認定事業主に対し、認定計画に従つて新た
に雇い入れる林業労働者に対する前号の資金
の支給に必要な資金であつて政令で定めるも
のの貸付けを行うこと。

四 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は
森林施業における身体負担の軽減に資する
程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合
理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定
めるものの貸付けを行うこと。

五 林業労働者に対する前号の林業機械の利用
に関する技術の研修及び雇用管理者に対する
研修を行うこと。

六 林業労働力の確保の促進に関する情報の提
供、相談その他の援助を行うこと。

七 林業労働力の確保の促進に関する調査研究
及び啓発活動を行うこと。
八 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の
確保の促進を図るために必要な業務を行うこ
と。

(委託募集の特例等)
第十三条 認定事業主(他の事業主及びセンター
との共同の申請に基づき第五条第一項の認定を
受けた者に限る。)がその認定に係るセンターを
して林業労働者の募集を行わせようとする場合
には、当該センターは、労働省令で定めるところ
により、募集時期、募集人員、募集地域その
他の林業労働者の募集に関する事項で労働省令
で定めるものを労働大臣に届け出て、当該認定
に係る認定計画に従つて当該募集に従事するこ
とができる。この場合には、職業安定法(昭和
二十二年法律第四十一号)第三十七条第一項
の規定は、当該認定事業主については、適用し
ない。

第十四条 前項の規定する場合において、当該センター
が同項の規定による届出をせずに林業労働者の
募集に従事したときは、職業安定法第六十四条
(第三号に係る部分に限る。)の規定は、当該認
定事業主については、適用しない。

第十五条 職業安定法第三十八条第二項の規定は第一項
の規定による届出があつた場合について、同法
第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定に
より林業労働者の募集に従事する者について、
同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規
定は第一項の規定による届出をして林業労働者
の募集に従事する者について、同法第四十九条
第二項の規定は第一項の規定による業務の実施
状況の調査について、同法第三項の規定はこの
項において準用する同条第一項及び第二項に規
定する職権を行う場合について準用する。この
場合において、同法第三十八條第二項中「労働
者の募集を行おうとする者」とあるのは、林業労働
力の確保の促進に関する法律(以下「林業労働
力確保法」という。)第十三条第一項の届出をし

て林業労働者の募集に従事しようとする者」
と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十
七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十
三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三
十七条第二項」と読み替へるものとする。

第十四条 公共職業安定所は、前条第一項の規定
により林業労働者の募集に従事するセンターに
対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成
果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の
内容又は方法について指導することにより、当
該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めな
ければならない。

(林業就業促進資金の利率、償還期間等)
第十五条 林業就業促進資金(第十二条第二号及
び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同
じ。)は、無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間(据置期間を合
む)は、二十年を超えない範囲内で、その種類
ごとに、政令で定める期間とする。

3 林業就業促進資金の据置期間は、必要と認め
られる種類の資金につき四年を超えない範囲内
で、その種類ごとに、政令で定める期間とす
る。

4 林業就業促進資金の一借主ごとの限度額は、
その種類ごとに、農林水産省令で定める。
(一時償還)

第十六条 センターは、林業就業促進資金の貸付
けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する
場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付
けを受けた者に対し、農林水産省令で定めると
ころにより、林業就業促進資金の全部又は一部
につき、一時償還を請求するものとする。

一 林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目
的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由が
なくて貸付けの条件に違反したとき。
(違約金)
第十七条 センターは、林業就業促進資金の貸付

けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規
定により一時償還をすべき金額を支払わなかつ
た場合には、延滞金額につき年十二・二五パー
セントの割合をもつて支払期日の翌日から支払
当日までの日数により計算した違約金を徴収す
るものとする。

(事務の委託)
第十八条 センターは、政令で定めるところによ
り、その行う第十二条第二号及び第三号に掲げ
る業務(以下「資金貸付業務」という。)に係る事
務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法
(昭和五十三年法律第三十六号)第一百零一条第一項
(昭和五十三年法律第三十六号)第一百零一条第一項
第三号の事業を行う森林組合連合会その他第二
条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるも
のに委託することができる。

2 前項の森林組合連合会その他第二項第二項第
三号に掲げる団体で政令で定めるものは、他の
法律の規定にかかわらず、前項の規定による事
務の委託を受け、当該事務を行うことができ
る。

(業務規程)
第十九条 センターは、資金貸付業務を行うとき
は、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関
する規程(次項において「業務規程」という。)を
作成し、都道府県知事の認可を受けなければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令
で定める。

(事業計画等)
第二十条 センターは、毎事業年度、農林水産省
令・労働省令で定めるところにより、事業計画
書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認
可を受けなければならない。これを変更しよう
とするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令・労働省令で定め
るところにより、毎事業年度終了後、事業報告
書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作
成し、都道府県知事に提出しなければならない

い。
(区分経理)
第二十一条 センターは、資金貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告)
第二十二条 都道府県知事は、第十二条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。
(監督命令)
第二十三条 都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十二条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し等)
第二十四条 都道府県知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。
一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があったとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合における資金貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。
(都道府県の貸付け)
第二十五条 都道府県は、センターが資金貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。
2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金

は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。
(政府の助成)
第二十六条 政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。
2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。
(都道府県の特別会計)
第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。
(補助金の額)
第二十八条 政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。
(納付金)
第二十九条 都道府県は、貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。
第五章 雇用管理者等
(雇用管理者)

第三十条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。
一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
二 林業労働者の教育訓練に関する事項
三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項
2 労働省令で定めるもの
3 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。
(雇用に関する文書の交付)
第三十一条 事業主は、林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。
第六章 罰則
(罰則)
第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項の規定による届出をしない者
二 林業労働者の募集に従事した者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)を」と「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)
第三条 社会保険労務士法昭和四十三年法律第八十九号の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を加える。
二十の二十 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)第三十三條の規定に限る。
(林業改善資金助成法の一部改正)
第四条 林業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第三十條 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。
一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
二 林業労働者の教育訓練に関する事項
三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項
2 労働省令で定めるもの
3 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。
(雇用に関する文書の交付)
第三十一条 事業主は、林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。
第六章 罰則
(罰則)
第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項の規定による届出をしない者
二 林業労働者の募集に従事した者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)を」と「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)
第三条 社会保険労務士法昭和四十三年法律第八十九号の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を加える。
二十の二十 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)第三十三條の規定に限る。
(林業改善資金助成法の一部改正)
第四条 林業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第三十條 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。
一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
二 林業労働者の教育訓練に関する事項
三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項
2 労働省令で定めるもの
3 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。
(雇用に関する文書の交付)
第三十一条 事業主は、林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。
第六章 罰則
(罰則)
第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項の規定による届出をしない者
二 林業労働者の募集に従事した者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者
三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)を」と「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)
第三条 社会保険労務士法昭和四十三年法律第八十九号の一部を次のように改正する。
別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を加える。
二十の二十 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第九号)第三十三條の規定に限る。
(林業改善資金助成法の一部改正)
第四条 林業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「必要な資金」の下に「(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第...号)第十五条第一項の林業就業促進資金を除く。)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第七号の次に次の一号を加える。

百七の二 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第...号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第七号の次に次の一号を加える。

四十三の八 林業労働力の確保の促進に關する基本方針の策定に關すること。

第四十条第五十一号中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に關する特別措置法(平成七年法律第二十号)を」と「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に關する特別措置法(平成七年法律第二十号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第...号)」に改める。

第五十条第五十三号の五の次に次の一号を加える。

五十三の六 林業労働力の確保の促進に關する法律に基づいて、基本方針を策定すること。

第十條第一項中「及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律」を「、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律及び林業労働力の確保の促進に關する法律」に改める。

木材の安定供給の確保に關する特別措置法案

第八部 農林水産委員会會議録第七号 平成八年四月二十三日

【參議院】

木材の安定供給の確保に關する特別措置法
目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 木材安定供給確保事業に關する計画(第四条—第十六条)

第三章 木材安定供給確保支援法人(第十七条—第二十六条)

第四章 罰則(第二十七条—第二十九条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業の利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もつて林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

(指定地域)

第二条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六條第一項の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。

一 その地域における森林(森林法第二條第一項に規定する森林をいう。以下同じ)の林齢その他の森林資源の状況からみて、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること。

二 その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立(これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設(以下「木材生産流通改善施設」という)の整備を含む)を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という)が行われることにより、木材生産の安定が図られるとともに、木材製造業の事業規模が拡大すると認められること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(指定地域の区域の変更等)

第三条 都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の變動により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第二章 木材安定供給確保事業に關する計画

(事業計画)

第四条 指定地域内に事業所を有する木材製造業者(以下「木材製造業者」という)及び当該指定地域内の森林の所有者(以下「森林所有者」という)は、共同して、木材安定供給確保事業に關する計画(以下「事業計画」という)を作成し、これを当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる者が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置(以下「促進措置」という)に關する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る)を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む)以下同じの内容に關する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に關する事項

ロ 伐採する森林の所在場所、保安林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ)とその他の森林との區別、伐採面積、伐採方法、伐採輪その他の農林水産省令で定める事項

ハ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

二 促進措置に關する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容(ハに掲げる事項を除く。)

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五條第一項の規定により定められた地域森林計画の対象となつていない民有林(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ)において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十條の二第一項に規定する開発行為(以下「開発行為」という)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業

七

が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 地域森林計画の対象となつてゐる民有林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあつては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施業要件(森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。)及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

六 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

(計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

二 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認

定事業者」という。)が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

三 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六条 国が森林所有者として加わつて事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、第四条第一項又は前条第一項の認定があつたものとみなす。

二 第四条第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条第一項本文の規定は、適用しない。

(開発行為の許可の特例)

第八条 認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

(保安林における伐採の許可の特例)

第九条 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従つて立木を伐採する場合には、森林法第三十四条第一項の許可があつたものとみなす。

(森林施業計画の変更の特例)

第十条 森林法第十一条第五項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。第三項において同じ。又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項の認定を受けたものを含む。以下「認定森林所有者」という。))が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画(その変

更につき同法第十二条第三項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。))において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の二第三項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第三項において同じ。))に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

二 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第 号)第十条第一項」と読み替へて、同項(同法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。))の規定を適用する。

三 都道府県知事は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかつた場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を取り消すことができる。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十一条 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。

第十二条 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。))に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九条第二項第三号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。))を利用させることができる。

二 森林組合連合会は、森林組合法第七十一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所属員(同条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下この項において同じ。))のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である所属員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。))に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第五号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。))を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野事業特別会計法昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。))における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十四条 国及び都道府県は、認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。(指導及び助言)

第十五条 国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)
第十六条 都道府県知事は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 木材安定供給確保支援法人

(指定)

第十七条 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、木材安定供給確保支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 認定事業計画に基づく木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む)を保証すること。
- 2 木材安定供給確保事業を促進するため、木材の生産又は流通に関する情報の提供及び展示会の開催その他の木材の需要の開拓を行うこと。
- 3 指定地域内において木材安定供給確保事業に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

う団体の業務について、連絡調整を図り、及び助言、指導その他の援助を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者その他政令で定める者による木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む)を保証すること。

(業務の委託)
第十九条 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号及び第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)
第二十条 支援法人は、第十八条第一号及び第五号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)
第二十一条 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)
第二十二条 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)
第二十三条 前二条に定めるもののほか、支援法人が債務保証業務を行う場合における支援法人の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)
第二十四条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、支援法人に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)
第二十五条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)
第二十六条 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 罰則
第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十五条の規定による命令に違反する行為をした者

第二十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律

生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正す

一 第一号を次のように改正す

二 第二号を次のように改正す

三 第三号を次のように改正す

四 第四号を次のように改正す

五 第五号を次のように改正す

六 第六号を次のように改正す

七 第七号を次のように改正す

八 第八号を次のように改正す

九 第九号を次のように改正す

十 第十号を次のように改正す

十一 第十一号を次のように改正す

る。
目次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条・第三十条」に改める。

第一条第一項中「業務」の下に「及び生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務」を加える。

第五条第二項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十九条第一項第一号から第七号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）及び民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に係る同項第十一号に掲げる業務（以下「民間研究促進業務」という。）

二 第二十九条第一項第八号及び第九号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究に係る同項第十一号に掲げる業務（以下「基礎的研究業務」という。）

三 第二十九条第二項に規定する業務（以下「農業機械化促進業務」という。）

第五条第四項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務又は農業機械化促進業務」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」を「基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十一条第三項中「第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十三条第一項第三号中「に関する試験研究の促進を」の高度化に改める。

第二十九条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 生物系特定産業技術に関する基礎的試験研

究を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第二十九条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第二十九条の二 機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第八号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十一条中「次の各号に掲げる業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改め、各号を削る。

第三十四条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十四条第二項中「民間研究促進業務に係る出資」の下に「基礎的研究業務に係る出資」を加える。

第四十五条第一項中「民間研究促進業務に係る各出資者に対し」の下に「基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する額を基礎的研究業務に係る各出資者に対し」を加え、同条第二項中「規定により」の下に「基礎的研究業務又は」を加える。

第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条第一項第二号から第五号までの規定中「民間研究促進業務」の下に「又は基礎的研究業務」を加える。

第四十八条及び第四十九条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の生物系特定産業技術研究推進機構法第三十四条第三項の規定

は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四条 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十九条第二項に規定する業務」を「及び農業機械化促進業務」に、「第二十九条第二項に規定する業務及び」を「農業機械化促進業務及び」に、「同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは」を「同条第二項中「又は農業機械化促進業務」とあるのは」に改める。